令和３年度　新規採用栄養教諭研修（任用替）　実施要項

１　ねらい

専門職としての知識・技能を習得するとともに，児童生徒の食生活に関する現状と課題を捉え，栄養教諭としての職務を適切に遂行できる実践的指導力と教育公務員としての使命感を養い，幅広い知見を身に付ける。

２　対　象

令和３年度新規採用栄養教諭（任用替）

３　内　容

（１）　校外研修（４日）

・県教育委員会が作成する校外研修実施計画に基づき，教育研修課が実施する。

①　総合教育センターにおける研修（１日）

・小・中・義・養との合同の研修と栄養教諭の研修を受ける。

②　現地校研修（２日）

・栄養教諭から給食調理及び施設の衛生管理の実際について研修を受ける。

・栄養教諭から食に関する指導や学級担任等との連携の在り方、実態把握の方法等について研修を受ける。

③　研究授業における研修（１日）

研究授業の会場校において，教科等におけるＴＴの在り方について研修を受ける。

（２）校内研修（１日）

配置校において実践的指導力を培うため研究授業及び授業研究会を行う。

①　校長の指導の下に実施する。

②　原則として，９月から１１月までに１回実施する。

③　日程に「教科，特別活動等におけるＴＴ（研究授業）」「授業研究会」「校長等による指導・助言」を入れる。

④　研究授業については，事前に校長等の指導を受ける。

⑤　配置校での研究授業の機会を食育推進の一貫ととらえ，複数の教員による研修体制はとれるようにする。

４　年間研修計画

（１）県教育委員会は，新規採用栄養教諭研修に係る全体の研修計画及び校外研修計画を作成する。

（２）校長は，県教育委員会が作成する研修計画に基づき，当該学校等の実情に配慮し，校内研修実施計画を作成する。

５　研修の校内体制

（１）校長は，校内研修実施計画に従い，指導及び助言を行う。

（２）教職員は，校長の指導のもとに，指導及び助言に当たる。

（３）校長は，校内研修における指導及び助言の状況を把握し，系統的，組織的な研修が行われるようにする。

（４）校長は，新規採用栄養教諭が校外研修を受ける間，その職務が他の教職員によって適切に行われるようにするなど，校内体制を整備し，業務に支障のないように配慮する。

６　指導者連絡協議会

（１）新規採用栄養教諭研修が円滑に実施できるよう，指導者連絡協議会を設置する。

（２）新規採用栄養教諭が所属する校長，県教育委員会関係者等で構成する。

（３）実施回数は，年１回を原則とする。

7　実施計画書及び実施報告書等の提出

学校→教育研修課	提　出　期　限
（様式１）校内研修実施計画書	令和３年 ５月２１日（金）
（様式２）校内研修実施報告書	令和４年 ３月４日（金）